

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年4月19日付けで行った一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成31年2月14日、建物明け渡しの判決を受け、住宅扶助及び収入で滞納家賃を分割にて支払い、転宅を考えている。

しかし、敷金、礼金、引越しに関する費用の手持ちがなく転宅不可能な生活状況である。

現在、看護助手として就業しながら自活に向けて更生できるよう頑張っている。また、転宅後は保護を辞退する条件も含め、転宅費用の申請をしたが、却下処分を下された。これは、生活保護法の趣旨に反する。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 月 9 日	諮問
令和 2 年 2 月 1 8 日	審議（第 4 2 回第 4 部会）
令和 2 年 3 月 1 7 日	審議（第 4 3 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 11 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。
- (2) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の資産及び収入の状況、

要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項は、同条9項により保護の変更の申請に準用すると規定している。

(3) そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9・1によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。」、「また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」と定められている。

(4) 局長通知第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合について、特別基準の設定に係る規定をおいている。

そして、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断方法については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第7の78・答は、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見

を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。」と定められている。

- (5) また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-107・答は、「居宅生活ができると認められる」場合の判断の視点について、「面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況」のほか、基本的項目として、「(1)金銭管理 ア 計画的な金銭の消費ができるか」等を挙げている。
- (6) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、本件申請の取扱いについては、平成31年4月2日、事務所内においてケース診断会議が開催され、これまで面接相談時のヒアリングにより得られた請求人の生活歴、職歴、病歴及び現在の生活状況をもとに、局長通知、課長通知及び問答集に照らし、「居宅生活ができると認められる者」の判断基準に基づく検討がなされたことが認められる。

まず、「居宅生活ができると認められる者」の判断にあたって、請求人は保護開始時に家賃滞納による係争中であったところ、大家に家賃を支払う旨処分庁に訴えて住宅扶助費を受給したにもかかわらず、処分庁から再三指導を受けながら、家賃の領収書を処分庁に提出しなかったことから、処分庁は、基本的項目（問答集・問7-107・答）の特に「金銭管理」に関して、請求人は「計画的な金銭消費を行うことが難しい」として、「居宅生活ができると認められる者」に当たらないとしたことが認められる。

さらに、請求人が医師から環境を変える必要があると言われたなどと訴えていたことから、ケース診断会議では、請求人の主治医に請求人の病状調査を行った上で最終判断をすとの結論に至

り、処分庁が請求人の主治医に照会したところ、「『環境を変えて新たな気持ちで仕事をしないと病気は治らない』と言っていない」、「医学的観点でアパートが良くて、宿泊所は良くないという根拠を見つけることはできない」との回答を得たことが認められる。

これらを踏まえ、処分庁が、請求人について「居宅生活ができると認められる者」に該当しないと判断し、平成31年4月19日に本件申請を却下したことが認められる。そうすると、処分庁が本件申請を却下した判断過程は、特段不合理なものとは認められない。

したがって、処分庁が行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づきなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3のことから本件処分の違法性又は不当性を主張するが、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美